

佐世保市内の保育施設等における避難情報発令時の対応ガイドライン

1. 目的

台風や大雨により避難情報が発令された場合、保育施設等〔保育所／幼稚園／認定こども園／地域型保育事業所／地域子育て支援センター／病児保育室／子ども発達センター（診療部門・児童発達支援）／すぎのこ園／放課後児童クラブ／児童センター／児童交流センターことひら／ファミリーサポートセンター〕においては、利用者や職員の生命と身体を守るための早急な判断と対応が求められることから、近年頻発する豪雨災害や、台風の接近に備え、佐世保市内における保育施設等の対応基準について、ガイドラインとして示すもの。

2. 市民がとるべき行動

発令される警戒レベル等の情報により、市民がとるべき行動は次のとおり。

なお、乳幼児は、災害対策基本法及び内閣府が公表する「避難情報に関するガイドライン」に基づき、【警戒レベル3／高齢者等避難】が発令された時点で避難行動をとるべき「要配慮者」として判断する。

警戒レベル	市からの情報	発令される状況	住民に求める行動
5相当	緊急安全確保 ※可能な範囲で 発令	<ul style="list-style-type: none"> すでに安全な避難ができず、生命に危険が及ぶ状況（相当する気象情報） 大雨特別警報 高潮氾濫発生情報 	<ul style="list-style-type: none"> 生命を守るための最善の行動をとる。
4相当	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 災害のおそれ高い（相当する気象情報） 土砂災害警戒情報 高潮（特別）警報 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難。 立退き避難がかえって危険と判断される場合は、近隣の安全な場所や建物内のより安全な部屋へ避難する。
3相当	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 災害のおそれあり（相当する気象情報） 大雨警報 洪水警報 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されているもの） 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から要配慮者は避難 要配慮者以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
2相当	—	<ul style="list-style-type: none"> 気象状況悪化（相当する気象情報） 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認
1相当	—	<ul style="list-style-type: none"> 今後気象状況悪化のおそれ（相当する気象情報） 早期注意情報（警報級の可能性） 	<ul style="list-style-type: none"> 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高める。

3. 発令時の対応

「2. 市民がとるべき行動」の情報を踏まえ、警戒レベル3から警戒レベル5までの避難情報が発令された際の対応基準については、次のとおりとする。

○：開園・開所 △：登園白粛（施設待機）・臨時休園（所）を検討 ×：臨時休園（所）

災害種別	豪雨災害、台風（暴風）など									
	警戒レベル1		警戒レベル2		警戒レベル3 （高齢者等避難）		警戒レベル4 （避難指示）		警戒レベル5 （緊急安全確保）	
	登園前	登園後	登園前	登園後	登園前	登園後	登園前	登園後	登園前	登園後
・保育所、幼稚園、 認定こども園、 地域型保育事業所										
・地域子育て支援センター										
・病児保育室										
・子ども発達センター （診療部門・児童発達支援）										
・すぎのこ園	○	○	○	○	△	△	×	×	×	×
・放課後児童クラブ										
・児童センター										
・児童交流センターことひら										
・ファミリーサポートセンター										

1) 夜間・早朝等、開園時刻までの間に発令された場合

警戒レベル (避難情報等)	避難情報発令区域内にある保育施設等の対応基準
警戒レベル5 緊急安全確保	臨時休園(所) ・保護者に、休園(所)する旨の連絡。
警戒レベル4 避難指示	
警戒レベル3 高齢者等避難	登園自粛及び休園(所)の検討 ・保護者に、施設の対応についての連絡。

【留意事項】

- ◇正午までに警戒レベルの引き下げ、または解除がなされ、開園(所)可能と判断する場合は、受け入れ態勢が整い次第、その旨を保護者へ連絡する。
- ◇開園(所)時刻までに警戒レベルが下げられたり、発令が解除されたりした場合でも、危険が差し迫った状況にある場合は対応を継続する。
- ◇施設長の判断で休園(所)を決定した場合は、佐世保市にその旨を報告する。(以後、再開する場合も同様)
- ◇局地的な大雨等により一部地域に避難情報が発令された場合においては、地域ごとに上表のとりの対応とする。

2) 開園時間中に発令された場合

警戒レベル (避難情報等)	避難情報発令区域内にある保育施設等の対応基準
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ保護者に周知している避難場所へ児童を速やかに避難。ただし、他の避難場所又は施設内が安全と判断した場合は、その場所に避難させるか、施設内にとどまり必要に応じて垂直避難等の最善の対応を図る。 ・保護者への状況連絡と、“保護者の安全を最優先”に、できるだけ速やかなお迎えを依頼する。
警戒レベル4 避難指示	
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ警戒レベル3相当の情報が発令された旨の連絡。 ・事態の悪化を考慮し、避難行動の準備を行う。 ・危険を感じたら速やかに避難場所への避難や施設内での垂直避難など最善の避難行動を開始するとともに、保護者への状況連絡と、“保護者の安全を最優先”に、できるだけ速やかなお迎えを依頼する。

【留意事項】

- ◇警戒レベルが下げられたり、発令が解除されたりした場合でも、危険が差し迫った状況にある場合は対応を継続する。
- ◇施設長の判断で休園(所)を決定した場合は、佐世保市にその旨を報告する。(以後、再開する場合も同様)

4. 保護者および職員への周知

- ・保育施設等は、本ガイドラインを参酌の上、避難情報発令時の休園等の基準策定に努め、園だより等の文書やメール配信等の方法で保護者へ周知を行う。
- ・保育施設等は、緊急時の避難場所や避難経路、避難後の子どもの引き渡し方法等をあらかじめ策定し、保護者への周知及び職員間の情報共有に努める。

5. 避難情報の取得

- ・佐世保市災害情報配信サービスに事前に登録しておくことで、災害発生時にメールで情報が配信されるため、あらかじめ登録しておく。登録方法等については以下のホームページを参照。
(https://www.city.sasebo.lg.jp/bousai/20161201saigaijohohaishin_mail.html)
- ・「警戒レベル」は気象庁が発表する気象警報等を参考に佐世保市が発令するものであり、気象警報が発表されたとしても、必ずしも当該気象警報に相当する「警戒レベル」が発令されるものではない旨に留意すること。

6. ガイドラインの運用

- ・避難情報が発令又は解除等された場合、災害の規模や様態、停電等を含む施設の被害状況（予見される場合を含む）、施設の立地条件や周辺状況、職員の参集状況等を把握したうえで、施設長の判断により本ガイドラインと異なる対応をとることを妨げるものではない。
- ・本ガイドラインは令和3年7月9日から運用を開始し、内容については必要に応じて適宜、見直しを行うことができるものとする。

（履 歴）

- ・令和3年7月9日 運用開始

